南房総市和田地区一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託仕様書

受注者は、南房総市（以下、「発注者」という）が委託する南房総市和田地区一般廃棄物（ごみ）収集運搬処理業務委託をこの仕様書に記載された内容に基づき履行するものとする。

１　基本事項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、道路交通法、貨物自動車運送事業法、最低賃金法、千葉県、南房総市の関係条例並びにその他関係法規を遵守し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律１３７号）第２条第２項に定める一般廃棄物（し尿及びがれきを除く、以下「ごみ」という。）の収集運搬業務を行う。

２　目　　的

この仕様書は、南房総市和田地区のごみの収集運搬業務を衛生的、適正かつ安全に実施するための仕様とする。

３　委託業務名

南房総市和田地区一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託

４　契約期間

契約期間は、令和９年４月１日から令和１２年３月３１日までの３箇年とする。

５　契約締結後の届出

受注者は、契約締結後、速やかに次の書類を提出するものとし、契約期間中に変更が生じた時は、その都度必ず書面にて発注者に報告しなければならない。

（１）車両保管場所の位置図、平面図、写真、その土地の権利を証明する写し。

（２）代車として、受注者が使用する全ての予備車両の車検証の写し。ただし、他者の所有車両を借用する場合は、本業務契約満了の日まで独占使用する権利を有した書類の提出。

（３）収集運搬作業及び車両管理の責任者、運転手及び収集作業員の名簿並びに配置計画書。

（４）緊急時の連絡先。

（５）作業員の雇用を証明する書類及び運転免許証の写し。

（６）一般廃棄物収集運搬許可証の写し。

６　収集運搬車両等

（１）収集運搬車両等（以下「貸与車両」という。）は、「別紙１」ごみ収集車両使用貸借契約により貸与する。

（２）貸与車両については、本業務及び発注者の指示並びに発注者が認めた業務のみ使用すること。

（３）貸与車両の管理（修繕費・消耗品）は受注者が行い、適正な管理をもって運行しなければならない。

（４）貸与車両に係る一切の経費はすべて受注者の負担とする。ただし、道路運送車両法に係る６か月点検及び１２か月点検の点検（修繕は除く）及び車検費用、手数料、印紙代、自賠責保険及び車両重量税については発注者が負担する。

（５）貸与車両とは別に、予備車両として受注者が常時２台以上保有することとし、必要に応じて使用し収集を行うことができる。この場合は、事前に発注者に届け出を行い発注者に承認を受けなければならない。これに伴う経費は受注者にて負担する。

（６）発注者は必要に応じて、受注者が使用する貸与車両を検査し、不備があると認めた場合は、改善の指示をすることができる。この場合において、受注者の負担により当該指示に従わなければならない。

（７）車検やリコール等により、長期に渡り貸与車両が使用できない場合、受注者予備車両にて対応すること。なお、車検の日程調整等については、発注者の指定する自動車修理工場等と直接調整すること。また、リコールについては、発注者に通知が来た際に、受注者にも追って通知するので、自動車販売メーカーと日程調整し、対応すること。

７　収集運搬業務

（１）受注者は、和田地区一般廃棄物収集運搬業務を達成するために必要な業務に従事する運転手及び作業員（助手）を計６名以上置く。

（２）運転手は、車両運行前に必ず運転免許証の確認、呼気アルコール検査を実施し、アルコールが検出されないことを確認してから乗車しなければならない。

（３）収集運搬業務にあたっては、運転手以外に作業員（助手）を最低１名以上乗務させ、最低２名体制とする。ただし、収集が完了して搬入場所へごみを運搬する際に関してはこの限りではない。

（４）収集日程、令和９年度については、「別紙２」収集日程表（以下「ごみ収集カレンダー」という。）により行う。令和１０年度以降については、作成次第示すものとする。

（５）収集の方法は、ステーション方式による。和田地区内各所に設置されているごみステーション（約２６６か所。ただし、地域の状況により増減あり。）からごみ収集カレンダーに従い、出されたごみを収集運搬する。

（６）ステーションからの収集は、午前８時３０分から行うものとする。なお、発注者から収集時間の変更の指示があった場合は、その指示に従うこと。

（７）収集運搬の対象物の種別は、可燃ごみ、プラスチック類、空き缶・金物類（有害ごみ含む)、ビン・ガラス・せともの類（有害ごみ含む）及び古紙・布類とする。

（８）ごみ収集回数（１ステーションに付き）及び搬入場所

ごみの種類	収集回数	搬入場所
可燃ごみ	週２回	（仮称）南房総市中継施設
プラスチック類	週１回	（仮称）南房総市中継施設
ペットボトル	週１回	（仮称）南房総市中継施設または処理業者ヤード
空き缶・金物類・小型家電	月２回	（仮称）南房総市中継施設
ビン・ガラス・せともの類	月１回	白浜清掃センター
古紙・布類	月２回	（仮称）南房総市中継施設または処理業者ヤード

（９）収集延日数

令和９年度　２３７日

令和１０年度についても同程度の日数とする。

(10) 収集にあたっては、責任者を選定し、定期的にパトロールを行うなど，収集漏れ等の無いよう円滑・安全な収集に努めること。

(11) 収集日以外のごみ（不適物）には、発注者が用意する「警告シール」を貼付する。収集は原則として次回の収集日に行うが、発注者から別の指示があった場合は、その指示に従うこと。

(12) 収集業務において、多量または特殊の場合、その都度、発注者からの指示を受けて適宜業務を遂行すること。

(13) 収集漏れ、取り残し、収集後の後出し等により収集依頼があった場合は、直ちに対応し、当日中に収集すること。

(14) 収集運搬作業中は、歩行者の安全確保を最優先し、過積載及び他の車両の通行の妨げにならないように留意するとともに、道路上でごみの積み替えや分別をしないこと。

(15) 業務の実施に際して、特に坂道、通学路又は交通渋滞が発生するごみステーション等での停車に際しては、十分な安全確認を行い、運転手は、みだりに運転席から離れないようにすること。なお、やむを得ず運転手が運転席を離れる場合は、車止め等を使用するなど、自走事故防止に努めること。

(16) 車両を後退させる場合は、作業員助手が必ず下車し、目視により車両後方の安全を確認してから車両の誘導を行うこと。

(17) 収集作業中は、周囲の人や車の安全を妨げることのないよう十分に配慮し、収集後は、散乱・飛散物の掃除を行い、ごみステーションの清潔保持に努めること。また、運搬中はホッパドアを閉め、道路等への飛散防止に努め、交通法規を厳守すること。

(18) 千倉清掃センターで洗車する場合は、簡易な洗車のみとする。

(19) 受注者は、地震あるいは風水害等による災害発生に伴う緊急時の収集運搬作業については、発注者の指示に従って業務を行わなければならない。

(20) 本業務従事者は、本業務の作業終了後や休日においても、発注者から緊急連絡や収集作業等の依頼に対応できる体制を取ること。

(21) 本業務従事者は、市の公共事業の受託業務であることを念頭において、

住民に対して常に親切丁寧に応接し、信用を失墜する、あるいは不快の念を与える言動・行為があってはならない。

(22) 本業務従事者は、市民からの金品等を受け取ってはならない。また、収集したごみの抜き取り、持ち去り、譲渡又は転売等を行ってはならない。

(23) 作業員は、収集運搬車両の車内において喫煙、食事の摂取及び仮眠休息等の行為を行わないこと。

８　付帯業務

（１）業務で使用する設備、機器、道具の保守管理、整理整頓。

（２）使用車両の洗車、日常保守機能点検（道路運送車両法第４７条の２）を行うこと。

（３）　市内環境美化運動として、ごみゼロ運動等の廃棄物処理に従事することとし、事業担当職員又は監督職員の時間指示のあった時間に車両及び人員を配置すること。この場合の車両については、貸出車両を使用しそれに伴う経費は全て受注者が負担する。

９　本業務従事者に対する労働基準法及び最低賃金法の厳守

（１）本業務の遂行に際し、受注者は従業員に対して労働条件の明示、賃金の支払いなど適正な労働条件を確保すること。

（２）労働保険、雇用保険、厚生年金等に加入し、その書類が整い次第、写しを提出すること。

（３）労働基準法及び最低賃金法を厳守すること。

１０　本業務従事者が業務に従事する日及び時間

（１）月曜日から金曜日までの午前８時から収集・運搬が完了するまでとする。

（２）業務への従事を要さない日は、以下の通りとする。

・国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８条）に規定する祝日のうち、以下の祝日及び休日

元日、建国記念の日、天皇誕生日、春分の日、憲法記念日、みどりの日、こどもの日、スポーツの日、文化の日、勤労感謝の日及び９月を除く国民の休日

上記を基本とするが、市のごみ収集状況に応じて変更する可能性がある。

・１月２日及び１月３日

・第１土曜日、第２日曜日、第３土曜日、第４日曜日、第５土曜日

（３）１２月２９日から１２月３１日までの業務への従事は原則として第１号の規定に準ずることとするが、市のごみ収集状況に応じて別に定めることとする。

（４）前３号に定めるもののほか、従事する日及び時間の変更が必要になる場合は、発注者と受注者が協議することとする。

１１　作業の安全衛生対策

（１）作業にあたっては安全を十分に確保し、安全講習を適宜行い、作業の安全管理に留意するとともに、衛生面にも配慮し健康診断等を実施すること。

予防接種（Ｂ型肝炎）についても適宜実施すること。また、熱中症対策として、必要な措置を講じること。
（２）危険防止に努め、また、公害等が発生しないよう衛生的なごみ処理を行うこと。
（３）貸与車両及び収集業務中は、休憩時間を除き禁煙とし、指定場所以外での喫煙は禁止とする。
（４）本業務従事者は、作業服、反射材付安全ベストのほか、ヘルメット又は帽子、作業靴、ゴム手袋等を着用し、常に清潔に保つこと。

１２　業務委託料支払い等
（１）支払いは月額払いとする。
（２）受注者は委託料を請求するときは、支払請求書を発注者に提出（請求日は月の末日を持って請求すること。）しなければならない。

１３　報告事項
（１）毎日、各収集車両の点検及び走行状況を記録し、仕業点検及び車両運行記録表並びに業務日誌と共に月単位にまとめ翌月の１０日までに報告しなければならない。
（２）作業中に事故等が発生した場合は、直ちに発注者に報告するとともに、相手がある場合には誠意を持って対応し、受注者の責任において解決するものとする。事故発生後は、可及的速やかに事故報告書を書面にて発注者に提出すること。
（３）受注者は、労働災害等の事故が発生した場合は、直ちに発注者に報告するとともに、自ら適切な処置を講ずること。
（４）受注者が市民等からごみ収集業務に関する苦情等を受けたときは、直ちに事実確認を行い、発注者に報告をしなければならない。
（５）第５項により届け出た内容に変更があった場合は、速やかに報告すること。

１４　損害賠償
受注者は、委託業務の遂行に際し、発注者及び第三者に損害を与えたときは、受注者の責任においてその損害を賠償しなければならない。

１５　契約の解除
発注者は次の各号の一に該当するときは、この契約を解除するものとする。
（１）受注者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号）第４条第１号から第３号までに定める基準に適合しなくなったとき。
（２）受注者が契約書及びこの仕様書に違反したとき。
（３）　受注者の不信行為により、発注者がこの契約を継続することができないと認めるとき。
（４）　発注者が廃棄物処理行政上、この契約を継続することができないと認めるとき。

（５）受注者が委託契約を行うための機材及び人材の確保を市が定めた期日までに準備ができないとき。
（６）受注者が発注者の指示に従わなかったとき。

１６　解除の場合の補償責任免除
発注者は前記「契約の解除」の規定によりこの契約を解除した場合においては、受注者に対して補償その他いかなる便宜の供与も行わないものとし、受注者は、一切の要求を行わないものとする。

１７　その他
（１）円滑な収集業務を図るため、地域に精通した人員確保に努めること。
（２）業務の詳細については、発注者が選任する監督職員と協議し、状況に応じた業務を行い、発注者の行う一般廃棄物処理計画が円滑に遂行するよう協力すること。
（３）本業務従事者の勤務態度、業務履行状況が不良であると認められる場合は、発注者が従事者の変更を受託者に指示できるものとする。
（４）受注者は毎年定期的に本業務従事者の健康状態を確認するとともに、常に従業員の健康状態に留意し、本業務遂行に支障があると判断される場合には、代替の従事者を用意すること。
（５）故障・事故等により、当日中に行うべき業務を完了し得ない場合は、速やかに発注者に報告し、代車（受注者予備車両）を使用し、当該業務を完了させること。
（６）清掃センターの運営が円滑に行われるよう配慮、協力すること。
（７）清掃センター全体の運営、施設管理、計量は市職員が行う。
（８）万が一、災害が発生した場合、市、災害対策本部に協力するものとする。
（９）受注者は本業務の全部を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。
(10) 発注者は本業務に関し、特に必要があると認めた事項をその都度、受注者に指示することができる。この場合において受注者は当該指示に従わなければならない。
(11) 本業務従事者に対して、十分な研修、教育及び指導等を行い適正に収集を履行することができる体制を整備すること。なお、その費用については、受注者の負担とする。
(12) 受注者は、この契約の履行に際し、個人情報を取り扱うときは、南房総市個人情報保護条例（平成 18 年南房総市条例第 11 号）の本旨に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。
(13) 受注者は、業務の履行にあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、契約が終了した後も同様とする。

１８　業務の引継ぎ
（１）受注者は、委託契約の締結の日から発注者が必要と認める期間において、前期受注者より指導を受け、業務の遂行に支障をきたさないようにしな

ければならない。
（２）受注者は、業務満了日の翌日から発注者が必要と認める期間において、次期受注者に対し、指導を行わなければならない。
（３）前号で規定された業務に費用が発生する場合、指導する側、指導を受ける側の両者で協議し、負担額を決めること。

１９　疑義

本仕様書及び委託期間中に疑義が生じた場合には、発注者と受注者とが協議をして定める。

２０　参考資料

（令和７年度収集実績）和田地区

可燃ごみ	６７７．８５ｔ
プラスチック類	７２．７８ｔ
空き缶・金物類	３６．０７ｔ
ビン・ガラス・せともの類	４０．１０ｔ
古紙・布類	９７．６０ｔ

各施設所在地

（仮称）南房総市中継施設	南房総市検儀谷 728 番地
白浜清掃センター	南房総市白浜町滝口 3190 番地